

特別支援教育の現状と課題

Current Status and Challenges of Special Needs Education

塚本久義

要旨

平成19年4月に特殊教育から特別支援教育へ制度転換され、16年目を迎えることから、本研究では、特別支援教育のセンター的機能を果たす特別支援学校からの視点で、①インクルーシブ教育システム構築と特別支援学校との関係、②特別支援学校や特別支援学級等の現状、③特別支援学校のセンター的機能、④関係機関（幼・小・中・高を含む）との連携、⑤交流及び共同学習（副籍を導入した居住地校交流等）、⑥特別支援学校の教育の課題（カリキュラムマネジメントの視点を取り入れた教育課程編成と実施）⑦今後の特別支援教育の課題について検証し、今後の特別支援教育の方向性を考察した。

キーワード：特別支援教育、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育、特別支援学校、特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、関係機関との連携、幼・小・中・高と特別支援学校の連携、交流及び共同学習、学校間交流、居住地校交流、地域との交流、特別支援教育の課題、特別支援学校の教育課程、自立活動の指導、カリキュラムマネジメント

はじめに

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

このような中、我が国では障害者の権利に関する条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立等の関連法整備を進め、平成25年に学校教育法施行令を改正し、障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。また、この場合において、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することとされ

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校 校長 兼 兵庫県立高等特別支援学校 校長

ている。

また、同条約批准後は、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等を改訂し、障害のある子供たちの学びの場の選択や柔軟な見直しを踏まえ、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程との連続性が重視された。さらに、高等学校における通級による指導の制度化や教職課程における特別支援教育に関する内容の充実など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組が進められている。

そこで、特別支援教育制度への転換が16年目を迎えるにあたり、A県内におけるこれまでの特別支援教育の現状と課題について、特別支援学校現場から見た現状と課題を把握し、今後の課題解決に向けた方向性について、考察を深めていくこととした。

1 A県における特別支援教育の現状と課題

A県では、「A県特別支援教育第三次推進計画（平成31～令和5年度）」⁽¹⁾に基づき、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることが求められている。具体的な取組の方向性として、1つには、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～」と2つには、「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）～早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育～」が示された。

一方、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しており、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している。A県教育委員会の「令和3年度 Aの特別支援教育」⁽²⁾からその推移を図1に示す。

また、関連制度の改正や各学校・設置者の努力・創意工夫により、特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場が充実するとともに、交流及び共同学習の充実等により、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持ったものになりつつある。

このように、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割、保護者等の特別支援教育に対する期待が再認識されている背景もあり、特別支援学校だけでその全ての期待に応えることが困難なことなど、課題も明らかになりつつある。

特別支援教育において求められているものや留意すべき事項は何か、今後、更なる検討・整理が必要である。

(1) 特別支援学校から見たインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の現状

(1) - 1 多様な学びの場における指導の充実

中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支

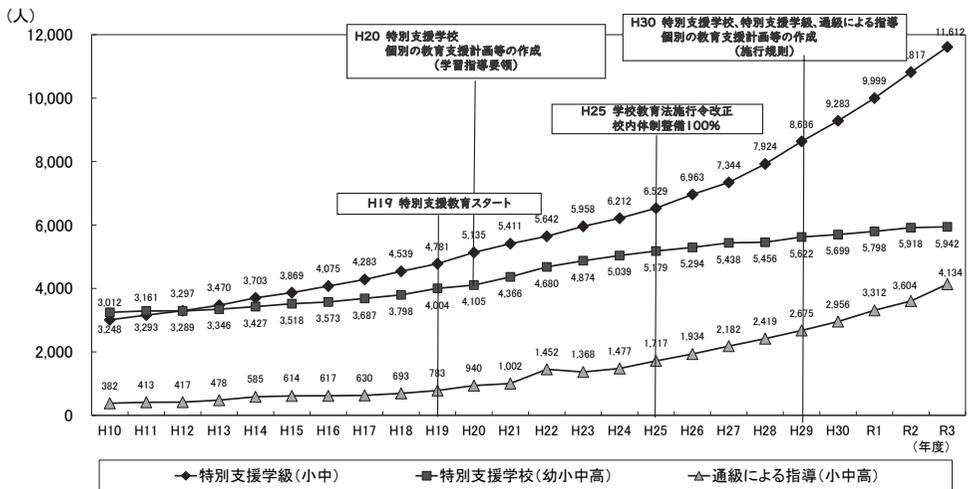
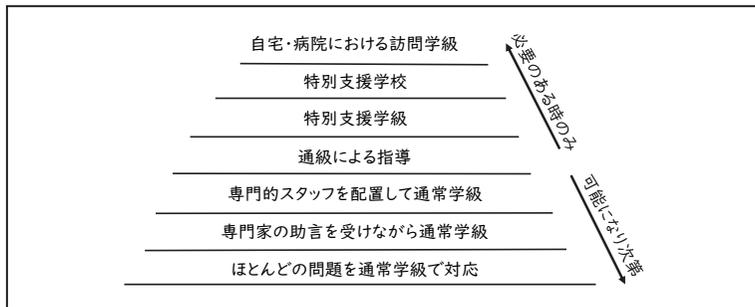


図1 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における児童生徒数の推移

援教育の推進（報告）（平成24年7月）」（以下「特別委員会報告」という。）⁽³⁾では、インクルーシブ教育システム構築にあたっては、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加に向けて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。



すなわち、国においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を進める必要であると示している。（図2）

A県においては、図3に示したように、法制度上設置可能だが県内の設置はないものが一部あるが、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級とそれぞれの指導形態が校種、障害種別において整備されており、令和4年5月1日現在の学校（学級、教室）数、児童生徒数（B市含む）は、表1のとおりである。

学びの場	指導形態	校種				障害種別								
		幼	小	中	高	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等
特別支援学校	障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
特別支援学級	障害種別ごとの学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施	-	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	-	
通級による指導	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施	-	○	○	○	△	○	-	△	△	○	○	○	
通常の学級	発達障害等、特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級に在籍(6.5%程度の在籍率(小中学校))	○	○	○	○					○				

注 「△」は、設置可能だが県内の設置なし 「-」は、設置不可

図3 A県における特別支援教育の多様な学びの場

(1) - 2 チームで取り組む校内外支援体制の充実

「特別委員会報告」では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を充実することにより、子供たち一人一人の十分な学びを確保していくことが必要である指摘されている。

A県内各学校においては、組織的な対応が図られるよう、管理職研修及び教職員研修等を通じて、校内支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育にかかる校内支援体制の機能充実を図っているところである。

(1) - 3 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用と引継ぎの状況

日々の教育活動における指導・支援の一層の充実や、進級や進学にあたって適切な引継ぎを進めるために、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の引き継ぎの推進は重要である。

特に、高等学校への引継ぎについては、地域や学校によりその取組が異なることから、現在は、「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進～ガイドライン・連携シート等の効果的な活用による中学校から高等学校への確実な引き継ぎ～(H29)」⁽⁴⁾「中学校・高等学校連携シート」⁽⁵⁾を活用し、全県で切れ目ない支援を推進することとなっている。

中学校から高等学校への引き継ぎの令和3年度県内中学校卒業生の実績では、対象生徒が

表1 学校(学級、教室)数、児童生徒数(B市含む) 令和4年5月1日現在

区 分	学校(学級・教室)数 合計		障 害 種 別									児 童 生 徒 数	
			視 覚	聴 覚	知 的	肢 体	病 弱	言 語	情 緒	自 閉 症	L D 等		
特別 支援 学校	国	1校	学校数			1							50
	県	28校		1	5	24	4	1					4,282
	市	19校		1		9	14	2					1,726
	計	48校		2	5	34	18	3					6,058
特別 支援 学級	小学校	2,098学級	学級数	14	44	841	187	48			964		9,327
	中学校	846学級		7	29	343	69	22			376		3,283
	計	2,944学級		21	73	1,184	256	70			1,340		12,610
通級 による 指導	小学校	229教室	児童生徒数		59				255	172	935	1,945	3,366
	中学校	86教室							3	77	326	704	1,110
	高等学校	34教室								23	49	76	148
	県立聴覚	6教室			44								44
	計	355教室			103					258	272	1,310	2,725

注 特別支援学校数合計は、複数障害の併置校があるため、障害種別の合計とは一致しない。

在学する中学校の内、進路先に引継ぎを行った学校数は、294/297校と99%であり、令和2年度より4校増である。さらに、特別な支援の引継ぎが必要であった生徒の内、引継ぎを行った生徒数は、1,292/1,380人と94%であり、令和2年度より173人増である。

また、学習指導要領等にもとづき、特別支援学級や通級による指導を受けるすべての児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成することになっている。

しかし、通級による指導を受けていない、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒については、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することになっている。A県立特別支援学校においては、令和5年度から県で定められた共通様式を使用する予定である。

2 特別支援学校から見た特別支援学校のセンター的機能の現状

(1) 特別支援学校のセンター的機能の現状

(1) - 1 校園内支援体制の強化等に資するセンター的機能の充実

特別支援学校では、障害のある児童生徒が必要とする支援の多様化に対応するとともに、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるため、特別支援学校を核として、医療、福祉、労働等の関係機関や他の特別支援学校、大学、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との連携を強化し、特別支援学校のセンター的機能の充実に取り組んでいるところで

ある。

主な特別支援学校におけるセンター的機能としては中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（2005（平成17年）12月）^{（6）}にあるように以下の6点があげられる。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

なお、令和3年度におけるA県内特別支援学校の相談件数は、延べ10,482件と1万件を超えている状況である。

（1）-2 特別支援学校と関係機関等との連携によるセンター的機能の充実

A県内各特別支援学校のセンター的役割を地域別、機能別に示した「支援マップ」がA県教育委員会より示されている。^{（7）}これにより、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた相談先が明確となり、地域の小中学校園等による特別支援学校のセンター的機能活用の促進につながっている。

さらに、異なる障害種別の特別支援学校間の連携を図り、専門性を相互に生かしあうことにより、多様な支援に対応するため、地域ごとにネットワーク会議を、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを対象に教育事務所単位で開催し、①地域ニーズを踏まえた効果的な支援の在り方についての協議や②地域支援ネットワークづくりのための体制整備、③関係機関等との連携による支援及び相談体制の整備と連絡調整を行っている。

成果として、各特別支援学校の有する専門性を相互に生かし合う仕組みが整備され、地域ごとにネットワーク会議を開催することで、障害種別の異なる特別支援学校間で情報交換・協議がなされ、重複障害のある幼児児童生徒への指導が充実してきた。

一方で、地域の学校園からの相談件数は増加しているものの、学校園自らがチームとして課題を解決していく力を高めることに生かされているとは言いがたい現状である。

3 交流及び共同学習について

特別支援学校や小・中学校等では、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指している。

文部科学省の「交流及び共同学習ガイドH31.3」^{（8）}にも、交流及び共同学習は、障害のあ

る子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するとされ、現在、学校間交流や地域住民との交流、居住地校交流の充実、副次的な学籍の調査研究などが行われている。

(1) 学校間交流

(1) -1 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解を促進し、地域社会の一員として生きる力を共に育むため、現在、A県立特別支援学校とA県立高等学校と、A県下各20校において、交流及び共同学習が計画的・継続的に実施されている。対象障害種別も視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱特別支援学校へと拡大され、全県的に展開している。

それぞれの研究協議会の実践発表を通じて、学校行事や特別活動に加えて、合理的配慮の提供に留意した教科学習における交流及び共同学習の取組が広がってきている。

障害のある生徒の経験の幅が広がり、豊かな人間性や社会性が育まれているとともに、障害のない生徒にとっても様々な人々と共に助け合い支え合っていくことを学ぶ機会となり、相互理解が深まっていることが、平成26年度から平成29年度までに行われた研究で示されている。⁽⁹⁾

今後は、高等学校における「心のバリアフリー」を一層、推進するため、障害のある生徒も障害のない生徒も自己有用感や自己肯定感を体得できるような教育内容や方法等を工夫するとともに、自分の良さや可能性を発揮して、よりよい生活や人間関係を築こうとする取組等を積み重ね、他校への情報提供が一層必要である。

(2) 副籍を導入した居住地校交流

「副次的な学籍(副籍)」とは、「副籍ガイド～共に助け合う地域でのつながりをめざして～」⁽¹⁰⁾によれば、特別支援学校のすべての児童生徒が、居住地の小中学校等の通常の学級に「副籍」を置くことを基本として、児童生徒の教育的ニーズや本人、保護者の意向、副籍校の意見を踏まえて決定するものである。交流の内容や方法についても同様である。

「副籍」を置くことで、居住地校交流が充実し、障害の有無を問わず、同地域に住む同世代とのつながりを強め、共に学び、共に生きる社会の実現をめざしている。

居住地校交流の実施にあたっては、就学相談の段階から、市町組合教育委員会が、本人、保護者の希望を確認し、ガイドライン等を活用し、令和5年度から全県で実施することとなっている。

(3) 地域との交流

A県内の特別支援学校では、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、近隣の学校園の幼児児

童生徒、保護者、地域住民等を対象に、自立や社会参加を支援するため、地域との交流活動を実施している。

具体的な内容として、地域とのふれあい交流会（クリスマス会、文化祭等）を通じた地域住民等との交流や地域の清掃活動、高齢者施設訪問等を通して、幅広い多様な交流活動を実施している。

その際、学校は、障害のある児童生徒の発達段階を考慮しつつ、その内容や方法について明確にし、教育課程や個別の指導計画に位置づけ、計画的、組織的、継続的に推進している。

（４）理解啓発

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できなかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様性を認め合える社会をめざしていく必要がある。

このために、生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる取組の推進として様々な取り組みが行われている。

（４）- 1 みんなのアート展（特別支援学校等作品展）

A県教育委員会では、幼児児童生徒の多彩な才能を発揮した作品を一堂に展示する「みんなのアート展」を毎年12月に開催し、障害者理解を促す機会を設けている。

A県内の特別支援学校の幼児児童生徒が、多彩な才能を発揮する機会とするとともに、県民に特別支援教育への理解啓発を促進するため、作品展を開催するものである。

令和3年度は令和4年1月19日から22日までA県立美術館で開催された。県下各地から、2,603点もの絵画、彫刻、陶芸、書道、工芸等が出品され、一般県民の来場者は、405人の数であった。

（４）- 2 青空市場（県立特別支援学校高等部作品販売会）

特別支援学校高等部の生徒が作業学習で製作した木工、さをり織り、陶芸品等の販売を行う青空市場（県立特別支援学校高等部作品販売会）を関係機関と連携して開催している。

この青空市場で作品を販売する活動を通して、生徒の就労へ向かう意欲を高めるとともに、特別支援学校における職業教育について、県民へ理解啓発が図られている。令和3年度は令和3年11月3日にB市で開催され、来場者数は、約1,600人と大盛況であった。

（４）- 3 学校公開（開かれた学校づくり）

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進にあたっては、日頃から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と地域住民や保護者との相互理解が

得られていることが重要である。

学校は、障害のある幼児児童生徒が卒業後も地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、在学中も地域と連携・協働することが求められている。

各特別支援学校のホームページでは、幼児児童生徒の日々の活動をブログ形式で掲載したり、長期休業中などには特別支援教育に関する公開講座を開催したりするなど、県民に対して特別支援教育に関する理解の促進を図っているところである。

県立特別支援学校は通学区域が広いと、小・中学校に比べると地域とのつながりが弱い一方で、近年災害時の避難所開設や地域スポーツに関する学校開放等の地域からの要請もある。

今後、一層、開かれた学校づくりを旨とした取り組みが必要である。

(4) - 3 - ① 中小企業家同友会による学校見学会

県立特別支援学校では、企業等への理解啓発とともに、生徒の多様なニーズにマッチする就業体験先の開拓に取り組むことを目的として、全国障害者雇用協会や中小企業家同友会等と連携した学校見学会を開催し、外部の方々に障害のある児童生徒への啓発を行っている。

(4) - 3 - ② 「A障害者の生涯学習」連携コンソーシアムの開催

障害者の生涯学習支援について、関係機関が連携コンソーシアムを開催することにより、障害者の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークの構築を目指すため、大学、特別支援学校、社会福祉法人、民間企業などの障害者の生涯学習の機会を提供する団体等と連携し、障害者の生涯学習の支援に関する情報提供を行っている。

この取り組みはリーフレット「学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学び続ける～誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、共に生きる共生社会の実現に向けて～」⁽¹¹⁾にまとめられている。

4 特別支援学校から見た特別支援教育の課題

(1) 特別支援学校における幼稚園・高等学校等へのセンター的機能の充実

各市町の幼稚園等においては、保健福祉部局と連携した早期からの相談・支援が広がっている。しかし、保育所や認定こども園も含めて、特別支援学校のセンター的機能による巡回教育相談等を活用するなど、特別支援教育の視点を生かした指導・支援が進められているものの、設置者の違いや指導・支援にあたって市町部局との連携が必要なこともあり、巡回相談が十分に活用されているとはいえない状況である。

また、「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正（平成30年4月文部科学省通知）⁽¹²⁾が行われ、①「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する高等学校等との連携の強化、②通級による指導に関する企業等への理解促進、③個別の教育支援計

画をハローワークや障害者就業・生活支援センター等と協働で作成することなど、特別支援学校のみならず、高等学校の就職支援担当者等に対して発達障害者等への理解促進が求められている。発達障害等のある高等学校生徒の中には卒業後の進学先や就職先で不適應を起し、転職等を繰り返して、はじめて支援機関等とつながるケースがある。

進路先でどのような支援やサービスが受けられるのか、不適應を起した場合はどこに相談したらよいかなど、本人・保護者があらかじめ知っておきたい情報が集約されていない。このことから、特別な支援を必要とする生徒への進路指導にあたっては、就職後の生活を見据えた適切な助言ができるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援機関や福祉サービス等に関する情報を収集する必要がある。

(2) 副次的な学籍の導入による交流及び共同学習の一層の推進

特別支援学校の児童生徒が、同世代の地域の仲間と共に学び、居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を形成していくために、居住地校との交流を進めているところである。

特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な学籍を置く取組については、居住する地域との結びつきを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義であり、その一層の普及を推進していくことが重要である。

(3) 特別支援学校の教職員の専門性の向上

多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教員には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。また、障害のある児童生徒の一定数が複数の障害を重複していることを踏まえた対応が必要である。専門性の高い教員の育成を支えていく必要がある。

特別支援学校の教員の専門性を保証する観点から、特別支援学校教諭免許状の保有率を高めることは重要な課題である。令和3年5月1日現在、A県における特別支援学校教諭免許状保有率は90.4%⁽¹³⁾であり、おおむねすべての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組む必要がある。

(4) 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実

特別支援学校では、将来、社会に貢献しながら自分らしく生きていく観点から、キャリア発達段階表を見直すなど、小学部から一貫した系統的なキャリア教育の充実を図っている。また、外部人材の参画による授業検討会を開催し、企業・施設等関係者からの作業の効率性、安全面、衛生面等に関する助言をもとに、指導内容や方法の改善を図っている。

図4に示したように、高等部卒業生の就職率をみると、A県は全国平均に比べて平成24年

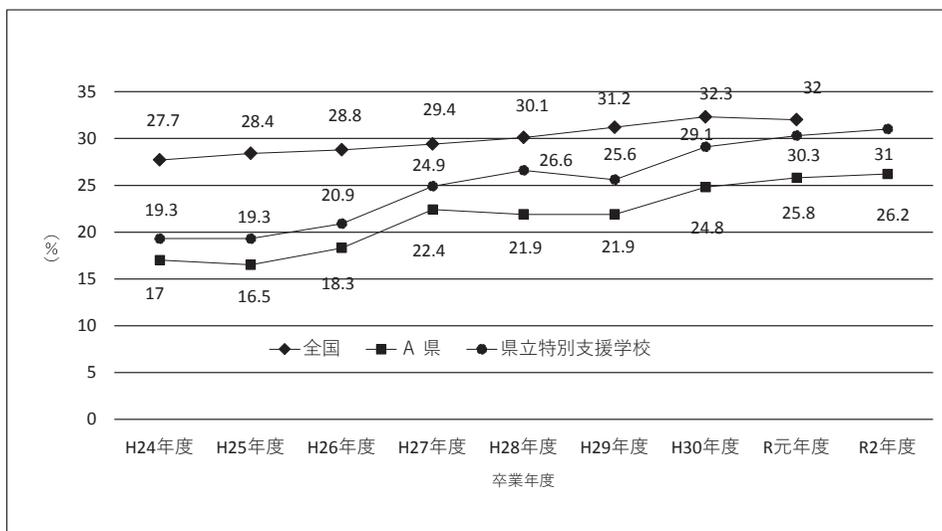


図4 高等部卒業生の就職率の推移

度は10ポイント程度低い状況であったのが、令和元年度では6ポイント程度と差が縮まり、A県立特別支援学校だけで比較すると、2ポイント程度となっている。

さらに、生徒の就労希望の実現に向けて、身に付けておくべき力を習得するため、就労先での職務内容を分析し、実践的段階的な作業学習等に取り組んでいる。

A県特別支援学校技能検定については、ビルクリーニング部門と喫茶サービス部門、物流・品出し部門の認定資格を企業と共同開発するとともに、県教委と学校が連携して検定を実施している。しかしながら、学校間で取組状況に差が見られる。

今後も、幼児児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立と社会参加に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ることが求められている。

(5) 医療機関との連携

医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が増加するとともに、高度医療を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となっている。このため、特別支援学校の医療的ケアの実施体制の改善が求められている。

学校において医療的ケアを行う際の基本的な考え方や関係機関との連携体制については、「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成23年12月文部科学省通知）に示された。⁽¹⁴⁾

これに基づき、特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師の配置を進めるとともに、

主治医、指導医と連携して、緊急時の対応を含めた、実施体制を整備してきた。

今後も、引き続き、小児医療や在宅医療等の知見を活用した医療的ケアの安全な実施体制を一層整備する必要がある。

(6) 地域社会との連携

特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒が卒業後も地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、在学中も地域と連携・協働することが求められている。しかし、県立特別支援学校は通学区域が広いと、小・中学校に比べると地域とのつながりが弱い。

一方で、近年災害時の避難所開設や地域スポーツに関する学校開放等の、地域からの要請がある。

特別支援学校の教育活動に対する理解を一層図るためにも、保護者や近隣の学校及び地域等に、計画的に授業や学校行事を公開し、開かれた学校づくりを推進していく必要がある。

5 特別支援学校の教育課程の課題

(1) 児童生徒の障害の多様化への対応

特別支援学校に在籍している児童生徒は、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。これらの児童生徒が自立し社会参加していくためには、児童生徒の障害に応じたICTの効果的な活用が有効である。

(1)-1 ICT機器（コミュニケーション支援ツール等）を活用した指導

各学校において、児童生徒の障害による困難を改善・克服するためにICTを活用し、他の児童生徒と共に学ぶ機会の充実に取り組む必要がある。その一例を以下に紹介する。

ア 視覚障害（全盲）のある児童生徒への支援

○ 点字ディスプレイ

画面に表示された文字情報が、平坦な表面に穿たれた穴からドットが上がってくることで、リアルタイムに点字を表す端末。文字を音声化することだけに比べ、点字利用者の内容認識・理解を促進できる。

イ 聴覚障害のある児童生徒への支援

○ 音声認識ソフト

音声を文字化する音声認識ソフト（UDトーク）を活用し、教員の話す内容をPC上で表示したり、板書と並べて投影したりすることで、授業内容の理解を促進できる。

ウ 肢体不自由のある児童生徒への支援

○ 視線入力による意思伝達装置

視線により選んだ文字をパソコン等に入力する装置。文章作成やテキストの読み上げにより、意思の伝達を促進できる。

エ 知的障害等のある児童生徒への支援

○ ボタンマウスなどの入出力支援装置

マウスによる操作が難しい場合に、ジョイスティックやボタンでカーソルの移動やクリックを代行することにより、パソコンを利用しやすくする。

障害のある児童生徒の多様な意思疎通等の手段が確保されるよう、ICT機器（パソコン、タブレット端末、電子黒板、音声認識ソフト等支援ツール等）を積極的に活用し、その成果を普及する必要がある。

(1) - 2 外部専門家の活用

肢体不自由等のある幼児児童生徒の感覚・運動機能の向上等、障害特性に応じた指導の充実を図るため、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）など外部専門家を活用した指導の充実を図る必要がある。

(2) 自立活動の指導の展開

自立活動の指導においても、障害のある児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導と評価及び重度・重複化に対応した指導内容や指導方法を工夫する必要がある。これら主体的な学びを促すためには、ICTを活用が考えられる。

(3) カリキュラムマネジメントの考え方を取り入れた教育課程の課題

障害のある児童生徒の持てる力を最大限伸長できるよう、小・中学校、高等学校との連続性のある教育課程や教育内容等を踏まえた個別の指導計画を作成する必要がある。このことから、毎年、特別支援学校教務担当者等研究協議会等が県教育委員会において開催され、各校の代表者が集まり、特別支援学校学習指導要領についての理解を深め、教育課程の編成や実施上の課題等について協議を行っている。

さらに、特別支援教育の中核となる教員養成及び学校としての専門性確保のため、県立特別支援学校と市町立小・中学校の双方向の人事交流を促進し、理解推進を図っている。

6 特別支援教育の課題解決に向けた取組

(1) 多様な学びの場における指導の充実

(1)-1 管理職のリーダーシップ

各学校園においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状態等について把握するなど、管理職を中心として、特別支援教育に関する教職員の理解は深まってきている。

しかし、特別支援教育に関する取組等の発信、校園内委員会における決定事項を教職員で共通理解すること、保護者や関係機関との連携等については、学校園間で取組に差がある。

校園長は、教職員に「特別支援教育は、すべての教職員で推進していくものであり、特別支援教育の理念に基づく教育は、すべての子どもたちの指導にあたって有効である」という共通認識の醸成を一層図る必要がある。また、学校園経営計画の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を明示し、保護者等へ情報発信するなど、保護者や関係機関との連携を強化し、PDCAサイクルに基づく定期的な点検評価による改善を図る取り組みが求められる。

(2)-2 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用と引継ぎの推進

個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用については、学習指導要領等にもとづき、特別支援学級や通級による指導を受けるすべての児童生徒については、作成することになっている。しかし、通級による指導を受けていない、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒については、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することになっており、円滑な引継ぎに課題が残っている。

さらに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用について、関係教職員や関係者との評価や見直し等が十分に行われているとは言いがたい。また、学校はその重要性を認識し推進しているものの、保護者の一部には入学者選抜に不利になるのではないかと不安を抱き、引継ぎに同意されないケースがある。

このため、すべての教職員が二つの計画について正しく理解し、PDCAサイクルによる活用についての認識を深められるよう、教職員間の連携を図り、一人一人の障害の状態等により学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意して、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用する必要がある。

(2) 特別支援学校のセンター的機能の充実

(2)-1 特別支援学校が主催する研修会への受講の促進

幼稚園、小中高等学校等においては、特別支援学校が主催する研修会への受講を一層促進するとともに、特別支援学校は、ホームページ等により特別支援教育に関する情報を積極的に地域の学校園に発信していく必要がある。

児童生徒等の生活・学びの連続性を踏まえ、一人一人の特性に応じた教育・保育を進めるため、特別支援学校等からの専門的な助言等を得ることは有効であると考える。

(2) - 2 通級による指導への支援

通級による指導を希望する児童生徒は増加傾向にある。通級による指導を受ける児童生徒の在籍は通常の学級であるものの、通常の学級における学習上又は生活上の困難等を踏まえ、指導内容を焦点化したり、担任と通級指導担当教員が指導の経過等を踏まえて、指導方法を見直したりすることがなされていないケースがある。また、平成30年4月から、高等学校における通級による指導が制度化されたが、中学校の教員、保護者、生徒等に対して、高等学校における通級による指導の教育課程上の位置づけや単位認定等に関する情報が十分に行き渡っているとは言えない。

このため、通級指導担当教員の研修の充実を一層図るためにも、特別支援学校のセンター的機能として、小・中学校と高等学校との合同研修会や巡回相談など計画的に実施し、専門性のある人材を育成する必要がある。

(2) - 3 特別支援学級への支援

特別支援学級担任は、児童生徒の実態を十分に把握し、個別の指導計画を作成するとともに、自立活動を適切に位置づけた特別の教育課程を編成している。しかしながら、系統的な指導内容や段階的な指導方法が設定されていない場合や、特別の教育課程編成の意図等について本人・保護者に説明がなされていない場合がある。

特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われるが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっている。このことから、特別支援学級担任は、特別の教育課程編成の意図等について理解し、本人・保護者に説明責任を果たすとともに、通常の学級の担任をはじめとする関係教職員と、児童生徒の実態や効果的な支援方法等の情報を共有するためにも、特別支援学校のセンター的機能を活用することは有効である。

(2) - 4 高等学校への支援

中学校で特別支援学級に在籍していた生徒や、通級による指導を受けていた生徒、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒が高等学校に進学している。高等学校学習指導要領⁽¹⁵⁾において、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うため、教科指導における配慮例が新たに示された。

現在、A県下の高等学校においては、通級による指導担当教員23人が20校の拠点校に配置

され、巡回による指導が行われている高等学校も10校あり、148人の高校生が学ぶなど徐々に広がりを見せているが、その歴史がまだ浅いことから、①教育課程上の位置づけ、②指導のねらいや指導内容・方法、③生徒や保護者、中学校教員等への理解促進についてモデル研究が進められているところである。

近隣の特別支援学校が、通級による指導を設置する高等学校のサポート校としての役割が与えられているが、特別支援学校と高等学校が一層連携し、特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルな授業づくりの実践を発信していく必要がある。

また、高等学校特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員等は、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒への進路指導にあたっては、就職後の生活を見据えた適切な助言ができるよう、積極的に支援機関や福祉サービス等に関する情報を本人生徒と保護者へ提供する取組が必要である。

(3) 交流及び共同学習の一層の推進

(3) - 1 特別支援学校と小中学校との交流及び共同学習の充実

特別支援学校や小・中学校等では、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指している。

特別支援学校や小・中学校等で、交流及び共同学習の機会を設けるにあたっては、一人一人の障害のある児童生徒の発達段階を考慮しつつ、交流及び共同学習のねらいを明確にしたうえで、実施しなければならない。

そのために、教育課程や個別の指導計画に位置づけ、内容や方法を事前に検討し、計画的、組織的、継続的に推進する必要がある。

A県では、居住地校交流の充実に向けた副次的な学籍の導入に関する調査研究が行われており、令和5年度より全県で実施が計画されている。このため、「特別支援学校の子どもたちに「副次的な学籍（副籍）を」リーフレット（R2県教委）等を参考に、同世代の仲間と共に学ぶ居住地校交流を一層推進していく必要がある。その際、学習活動に参加している実感や達成感をもてるよう、特別支援学校と居住地の小中学校は十分に打ち合わせを行い、必要な教育内容や教育方法等といった合理的配慮が提供できる取り組みが求められる。

(3) - 2 特別支援学校と高等学校の交流及び共同学習の充実

特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習実施事業が、今年度は、A県下のそれぞれ20校で実施され、対象障害種別も視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱特別支援学校へと拡大し、全県的に展開している。本事業の実践発表を通じて、学校行事や特別活動に加えて、合理的配慮の提供に留意した教科学習における交流及び共同学習の取組が広がっている。

引き続き、特別支援学校分教室等が高等学校と同一敷地内において取り組んでいる先進的な実践事例や成果等を参考に、障害のある生徒も障害のない生徒も自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、教育内容や方法等を工夫するとともに、自分の良さや可能性を発揮して、よりよい生活や人間関係を築いていける取り組みについて工夫する必要がある。

(4) 特別支援学校における自立と社会参加を見据えたキャリア教育の充実

幼稚部、小学部から高等部まで将来を見通した教育を継続して行える特別支援学校の強みをいかし、個別の教育支援計画を活用し、発達段階に応じた系統的なキャリア教育に一層取り組む必要がある。

また、特別支援学校では県教育委員会、企業・施設等関係者、保護者等との連携のもと、社会の状況の変化に応じたキャリア教育の視点による授業改善に取り組んできた。今後とも、生徒の就労意欲を高め、企業等への就職を促進するため、外部人材の参画や、技能検定を効果的に活用した授業改善を推進するとともに、企業等の理解を深めるため、授業見学等の機会を設け、産業現場等における実習の趣旨の理解と機会の拡充を図る必要がある。

(5) すべての教職員の専門性の向上

(5) - 1 発達障害等に関する指導力の向上

発達障害等に関する基礎的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくりが求められている。また、学習指導要領に示された学びの困難さに応じた指導ができるよう⁽¹⁶⁾すべての教職員の指導力の向上が求められている。

そのために、学校園の中核となる特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員、特別支援学級担任は、A県立特別支援教育センターにおける受講等により、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供等、様々な課題に対応できる指導力の向上に努める必要がある。

また、特別支援学校教員に対しては、当該障害種特別支援学校教諭等免許状保有率100%にするため、免許法認定講習を周知し、その受講を促進し、保有率向上に努める必要がある。

おわりに

本研究では、特別支援教育制度への転換後16年目を迎え、特別支援教育のセンター的機能を果たす特別支援学校からの視点で、今後の特別支援教育の方向性を考察した。

現在、A県では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、「A県特別支援教育第三次推進計画（平成31～令和5年度）」に基づき、すべての学校園において、一人一人の教育的ニーズを把握し、自立と社会参加を見据えたキャリア形成に向け、きめ細か

く適切な教育的支援に取り組んでいる。

現状として、少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識は高まり、通級による指導を受ける児童生徒数が大きく増加しており、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒数も増加している状況である。

一方、多様な学びの場における一人一人の教育的ニーズに応じた教育を一層充実するためには、校園内体制の構築や個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が求められている。これらの取り組みが、管理職のリーダーシップの下、確実に行われることにより、入学・進学時等の着実な情報の引継ぎと、教育的ニーズに応じた指導・支援の継続につながるものである。

さらに、障害のある幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるためには、特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、市町教育委員会をはじめ、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民とのヨコの連携が重要である。このため、特別支援学校は、その専門性を障害種別の異なる特別支援学校間で相互に活かすとともに、小中高等学校等で中核となる教員の専門性の向上を図る人材の育成が求められる。

今、学校では、様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支えあうことができるよう「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいる。令和5年度からは、全県で計画されている「副籍」制度をいかした特別支援学校と居住地校との交流及び共同学習が円滑に実施され拡充することを期待したい。また、高等学校においても、特別支援学校分教室等が高等学校と同一敷地内において取り組んでいる先進的な実践事例や「特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習実施事業」の成果等を参考に、生徒が主体的・対話的に取り組める教育内容や方法を一層工夫されることを願いたい。

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加のためには、キャリア形成に向けたきめ細かく適切な教育的支援が必要である。このため、個別の教育支援計画を活用した発達段階に応じた系統的なキャリア教育の取組の充実が一層求められる。特別支援学校においても、技能検定等を活用した授業改善に取り組み、生徒の就労意欲を高め、企業等への就職を促進していきたいものである。

さらに、すべての学校園や学級において特別支援教育を一層推進していくためには、すべての教職員の専門性の向上が求められる。支え認め合う学級づくりとユニバーサルな授業づくり等への授業改善の推進が求められる。

最後に、障害のある幼児児童生徒が、自立し、社会参加する共生社会の実現に向けては、地域住民や保護者の特別支援教育に関する理解と協力が必要である。引き続き、機会のあるごとに、学校の取組を学校だよりやホームページで積極的に発信するとともに、地域住民や関係機関と連携した教育活動の下、特別支援教育を一層推進していきたいものである。

(注)

- (1) A県教育委員会「A県特別支援教育第三次推進計画（平成31～令和5年度）」2019年（平成31年）3月
- (2) A県教育委員会事務局「令和3年度 Aの特別支援教育」2022年（令和4年）2月
- (3) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年（平成24年）7月23日
- (4) A県教育委員会「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進～ガイドライン・連携シート等の効果的な活用による中学校から高等学校への確実な引き継ぎ～」2018年（平成30年）3月
- (5) A県教育委員会特別支援教育課「中学校・高等学校連携シート A版」2017年（平成29年）3月
- (6) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」2005年（平成17年）12月
- (7) A県教育委員会事務局特別支援教育課「支援マップ」2022年（令和4年）4月改訂
- (8) 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」2019年（平成31年）
- (9) A県教育委員会「A県特別支援教育第三次推進計画（平成31～令和5年度）」（3月交流及び共同学習を実施している高等学校の生徒を対象としたアンケート結果より）」2019年（平成31年）
- (10) A県教育委員会「副籍ガイド～共に助け合う地域でのつながりをめざして～」2022年（令和4年）3月
- (11) A県教育委員会「学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学び続ける～誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、共に生きる共生社会の実現に向けて～」2020年（令和2年）
- (12) 文部科学省「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正（通知）2018年（平成30年）4月
- (13) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「令和3年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要」2022年（令和4年）3月
- (14) 文部科学省「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」2011年（平成23年）12月
- (15) 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 第6章生徒の発達の支援 第2節特別な配慮を必要とする生徒への指導」2018年（平成30年）7月
- (16) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 第3章教育課程の編成及び実施 第4節2特別な配慮を必要とする児童への指導」2017年（平成29年）7月
文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 第3章教育課程の編成及び実施 第4節2特別な配慮を必要とする児童への指導」2017年（平成29年）7月
文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 第6章生徒の発達の支援 第2節特別な配慮を必要とする生徒への指導」2018年（平成30年）7月